

広島県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十四年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

整理 番号	道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
四六九	県道廿日市環 状線	廿日市市上平良字河野原 一六六番一地从から 廿日市市上平良字大原九 一四番五地先まで	一一・三〇 〽五三・四〇	五二三・八〇	一般国道四 三三号と一 部重複